

総行資第215号
令和7年9月30日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長

「政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置について」等の一部改正について（通知）

政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置の事務処理については、昭和51年2月19日付け自治管第11号、昭和52年1月12日付け自治資第3号、昭和53年5月22日付け自治資第17号、平成5年2月16日付け自治資第24号、平成7年7月26日付け自治資第9号及び第10号、平成11年3月30日付け自治資第39号、平成12年12月28日付け自治資第163号、平成16年1月23日付け総行資第20号、平成18年5月29日付け総行資第217号並びに平成20年9月5日付け総行資第232号により通知しているところですが、「政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置について」（昭和51年2月19日付け自治管第11号）、「政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置の事務について」（昭和52年1月12日付け自治資第3号）及び「政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置の事務について」（平成5年2月16日付け自治資第24号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、取扱いについて遺漏のないようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和7年法律第2号）による租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴う改正

1 昭和52年1月12日付け自治資第3号

記第1の1中(7)を(9)とし、(6)の次に(7)及び(8)として次のように加える。

(7) 令和8年1月1日以後にされた寄附にあつては、公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの（特定政党支部）に対してする寄附でないこと。

(8) (5)～(7)の寄附に該当する場合は、書類の確認を行わないこと。

2 平成5年2月16日付け自治資第24号

記2中(6)を(7)とし、(7)を(8)とし、(8)を(9)とし、(5)の次に(6)として次のように加える。

(6) 第一 1 (7) 関係

選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられているものではなく、行政区画を単位として設けられている支部の場合は、「特定政党支部」には該当しないものであること。

第2 その他

その他所要の改正を行った。

「政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置について」(昭和51年2月19日付け自治管第11号)新旧対照表

改正後	現行
<p>政治活動に関する寄附の個人拠出を奨励するため、個人のする政治活動に関する寄附で一定の要件に該当するものについて、所得税の課税上一定の優遇措置を講ずることとされたが、今般所得税法施行規則の一部改正が行われ、別紙のとおり取扱われることとされたので、貴職においても、運用について遺憾のないようされるとともに、政治団体に対して適切な指導をされるようお願いする。</p> <p>なお、この取扱いに関連して都道府県選挙管理委員会において必要となる経費については、来年度予算において措置されることとされているので、申し添える。</p> <p>別紙 個人のする政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置の取扱いについて</p> <p>1. 租税特別措置法第41条の18第1項各号に掲げる政治団体及び同項第4号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第86条、<u>第86条の3</u>又は第86条の4の規定により届出のあった者(以下「政治団体等」という。)に対し、政治活動に関する寄附をした者で寄附金控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受けようとするものは、税務署に対してその旨の確定申告を行うこと。</p> <p>確定申告に際しては、4の確認済みの「寄附金(税額)控除のための書類」を提出することとされているが、政治団体の収支報告書の提出期限が、通常、3月末日(<u>国会議員関係政治団体にあつては5月末日</u>)で</p>	<p>政治活動に関する寄附の個人拠出を奨励するため、個人のする政治活動に関する寄附で一定の要件に該当するものについて、所得税の課税上一定の優遇措置を講ずることとされたが、今般所得税法施行規則の一部改正が行われ、別紙のとおり取扱われることとされたので、貴職においても、運用について遺憾のないようされるとともに、政治団体に対して適切な指導をされるようお願いする。</p> <p>なお、この取扱いに関連して都道府県選挙管理委員会において必要となる経費については、来年度予算において措置されることとされているので、申し添える。</p> <p>別紙 個人のする政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置の取扱いについて</p> <p>1. 租税特別措置法第41条の18第1項各号に掲げる政治団体及び同項第4号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第86条_____又は第86条の4の規定により届出のあった者(以下「政治団体等」という。)に対し、政治活動に関する寄附をした者で寄附金控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受けようとするものは、税務署に対してその旨の確定申告を行うこと。</p> <p>確定申告に際しては、4の確認済みの「寄附金(税額)控除のための書類」を提出することとされているが、政治団体の収支報告書の提出期限が、通常、3月末日_____で</p>

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>団体の名称、所在地、団体の区分、その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名、その団体が推薦し又は支持する者の氏名、上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日の欄並びに寄附を受けた個人の公職の候補者の氏名、上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日、住所の欄に、それらの事項をあらかじめ印刷したものであっても差しつかえないものであること。</u></p>
別紙(書式) (挿入)	別紙(書式) (挿入)

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第 12 条若しくは第 17 条又は公職選挙法第 189 条の規定による報告書により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏名											
住所											
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	平成 年 月 日										

（寄附を受けた団体）

名称		
所在地		
団体の区分 〔いずれか該当するものの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 租税特別措置法第 41 条の 18 第 1 項第 1 号又は第 2 号	左記以外の特定の政治団体 租税特別措置法第 41 条の 18 第 1 項第 3 号又は第 4 号
	1	2
租税特別措置法第 41 条の 18 第 1 項第 3 号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第 41 条の 18 第 1 項第 4 号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 _____ 平成 年 月 日

（寄附を受けた個人）

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 _____ 平成 年 月 日
住所		

（寄附の内訳）

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名											
住所											
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	令和 年 月 日										

(寄附を受けた団体)

名称											
所在地											
団体の区分 〔いずれか該当するものの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕					左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕					
	1					2					
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名										
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名										
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日 _____ 令和 年 月 日										

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名										
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日 _____ 令和 年 月 日										
住所											

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

「政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置について」(昭和52年1月12日付け自治管第3号)新旧対照表

改正後	現行
<p>標記の件については、昭和51年2月19日付け自治管第11号によるほか、下記の点に留意のうえ、その取扱いについて遺憾のないようお願いする。</p>	<p>標記の件については、昭和51年2月19日付け自治管第11号によるほか、下記の点に留意のうえ、その取扱いについて遺憾のないようお願いする。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>第1 提出された「寄附金(税額)控除のための書類」(以下「書類」という。)の確認について</p> <p>1 都道府県選挙管理委員会所管の政治団体に対する寄附については、特に次の事項について確認を行うこと。</p> <p> なお、確認にあたっては、租税特別措置法(以下「措置法」という。)第41条の18の規定が、物品、不動産又は有価証券による寄附についても適用されるものであることに留意すること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 令和8年1月1日以後にされた寄附にあつては、公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの(特定政党支部)に対してする寄附でないこと。</u></p> <p><u>(8) (5)～(7)の寄附に該当する場合は、書類の確認を行わないこと。</u></p> <p><u>(9) 措置法第41条の18第1項第4号ロに該当する政治団体については、当該政治団体が推薦し又は支持する者が立候補した日の属する年及びその前年中にされた寄附であること。</u></p> <p>2 衆議院議員(比例代表選出議員を除く。)、参議院議員(<u>特定枠</u>)</p>	<p>第1 提出された「寄附金(税額)控除のための書類」(以下「書類」という。)の確認について</p> <p>1 都道府県選挙管理委員会所管の政治団体に対する寄附については、特に次の事項について確認を行うこと。</p> <p> なお、確認にあつては、租税特別措置法(以下「措置法」という。)第41条の18の規定が、物品、不動産又は有価証券による寄附についても適用されるものであることに留意すること。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(7) 措置法第41条の18第1項第4号ロに該当する政治団体については、当該政治団体が推薦し又は支持する者が立候補した日の属する年及びその前年中にされた寄附であること。</u></p> <p>2 衆議院議員(比例代表選出議員を除く。)、参議院議員(<u>比例代</u>)</p>

<p>名簿登載者を除く。)、都道府県の議会の議員又は都道府県の知事の職に係る選挙運動に関してされた寄附についても、1に準じて確認を行うこと。</p> <p>第2 台帳への記載及び書類の返還について</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>政治団体の _____ 会計責任者又は公職の候補者の選挙運動に関する出納責任者に対する直接の引渡しによる返還の場合は、引渡しの時点で台帳に会計責任者又は出納責任者の署名又は記名押印をさせること。郵送による返還の場合は、可能な限り、配達状況を確認できる方法(特定記録など)で郵送することとし、配達完了の確認が取れば、会計責任者又は出納責任者の署名又は記名押印は不要であること。</u></p> <p>第3 書類の写しの保存について</p> <p>1 書類の写しは、政治団体又は公職の候補者ごとに通し番号を付して保存すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 書類の再確認について (略)</p> <p>第5 総務大臣所管の政治団体に対する寄附について (略)</p>	<p><u>表選出議員を除く。)</u>、都道府県の議会の議員又は都道府県の知事の職に係る選挙運動に関してされた寄附についても、1に準じて確認を行うこと。</p> <p>第2 台帳への記載及び書類の返還について</p> <p>1・2 (同左)</p> <p>3 <u>返還は、可能な限り会計責任者又は _____ 出納責任者に対する直接の引渡しによるものとし、 _____ 引渡しの時点で台帳に会計責任者又は出納責任者の印を押させること。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第3 書類の写しの保存について</p> <p>1 書類の写しは、政治団体又は公職の候補者ごとに通し番号を付して保存すること</p> <p>2 (同左)</p> <p>第4 書類の再確認について (同左)</p> <p>第5 総務大臣所管の政治団体に対する寄附について (同左)</p>
<p>別記第1号様式 (略)</p>	<p>別記第1号様式 (同左)</p>
<p>別記第2号様式 (略)</p>	<p>別記第2号様式 (同左)</p>

「政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置の事務について(通知)」(平成5年2月16日付け自治資第24号)新旧対照表

改正後	現行
<p>標記の件については、昭和51年2月19日付け自治管第11号、昭和52年1月12日付け自治資第3号及び昭和53年5月22日付け自治資第17号により通知しているところですが、更に下記の事項について留意のうえ、その取扱いについて遺憾のないようお願いいたします。</p>	<p>標記の件については、昭和51年2月19日付け自治管第11号、昭和52年1月12日付け自治資第3号及び昭和53年5月22日付け自治資第17号により通知しているところですが、更に下記の事項について留意のうえ、その取扱いについて遺憾のないようお願いいたします。</p>
記	記
<p>1 (略)</p>	<p>1 (同左)</p>
<p>2 「寄附金(税額)控除のための書類」の確認事務については、昭和52年1月12日付け自治資第3号(以下「部長通知」という。)にしたがって適切に処理すること。なお、その際、同通知の事項について次の点に留意されたいこと。</p>	<p>2 「寄附金_____控除のための書類」の確認事務については、昭和52年1月12日付け自治資第3号(以下「部長通知」という。)にしたがって適切に処理すること。なお、その際、同通知の事項について次の点に留意されたいこと。</p>
<p>(1)第一 1 (1)及び(9)関係 寄附を受けた政治団体が租税特別措置法第41条の18第1項第4号口に該当する場合には、寄附金(税額)控除のための書類に当該団体が推薦又は支持する者の氏名、その者が立候補した選挙名及び立候補年月日を記載しなければならないものであること。</p>	<p>(1)第一 1 (1)及び(7)関係 寄附を受けた政治団体が租税特別措置法第41条の18第1項第4号口に該当する場合には、寄附金_____控除のための書類に当該団体が推薦又は支持する者の氏名、その者が立候補した選挙名及び立候補年月日を記載しなければならないものであること。</p>
<p>(2)第一 1 (2)関係 ア 寄附者の氏名及び住所並びに寄附年月日及び寄附年月日毎の寄附金額について、相違がないか十分確認すること。例えば、寄附</p>	<p>(2)第一 1 (2)関係 ア 寄附者の氏名及び住所並びに寄附年月日及び寄附年月日毎の寄附金額について、相違がないか十分確認すること。例えば、寄附</p>

が数回にわたってなされた旨収支報告書に記載されているときは、寄附金(税額)控除のための書類は寄附1件毎に別葉とするか、又は寄附年月日毎の内訳を別紙1(記載例)のように記載すべきものであること。

イ・ウ (略)

(3)第一 1 (4)関係

ア (略)

イ 課税上の優遇措置の適格団体に該当することとなった場合には、当該異動の日以後になされた寄附について確認を行うものであること。なお、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体(以下「2号団体」という。)にあっては、この異動の日は、2号団体に該当した日と同日であること。

また、異動の届出は、異動の日(2号団体にあっては、国会議員に係る公職の候補者から国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けた日)から7日以内に行うべきものであるが、これを大幅に徒過して課税上の優遇措置の適格団体に該当することになった旨の届出があった場合は、異動の日の属する年から同法第3章の2第1節に規定する国会議員関係政治団体に関する特例が適用される旨を説明し、その上で当該届出前になされた寄附について確認を行う場合には、当該団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該届出前になされた寄附の確認を行う旨を適宜管轄の国税局(別紙(管轄一覧)参照)に連絡すること。

ウ (略)

(4)・(5) (略)

が数回にわたってなされた旨収支報告書に記載されているときは、寄附金_____控除のための書類は寄附1件毎に別葉とするか、又は寄附年月日毎の内訳を別紙1(記載例)のように記載すべきものであること。

イ・ウ (同左)

(3)第一 1 (4)関係

ア (同左)

イ 課税上の優遇措置の適格団体に該当することとなった場合には、当該異動の日以後になされた寄附について確認を行うものであること。なお、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体(以下「2号団体」という。)にあっては、この異動の日は、2号団体に該当した日と同日であること。

また、異動の届出は、異動の日(2号団体にあっては、国会議員に係る公職の候補者から国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けた日)から7日以内に行うべきものであるが、これを大幅に徒過して課税上の優遇措置の適格団体に該当することになった旨の届出があり、

_____当該届出前になされた寄附について確認を行う場合には、当該団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該届出前になされた寄附の確認を行う旨を適宜管轄の国税局(別紙(管轄一覧)参照)に連絡すること。

ウ (同左)

(4)・(5) (同左)

<p><u>(6)第一 1 (7)関係</u> <u>選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられているものではなく、行政区画を単位として設けられている支部の場合は、「特定政党支部」には該当しないものであること。</u></p> <p>(7)第二 1関係 (略)</p> <p>(8)第二 2関係 (略)</p> <p>(9)第四 2関係 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公職の候補者の選挙運動に関してされた寄附に係る寄附金控除のための書類の確認事務についても前記2((1)、<u>(3)</u>、(5)及び<u>(6)</u>を除く。)及び3に準じて取り扱われたいこと。</p> <p>5 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(6)第二 1関係 (同左)</p> <p>(7)第二 2関係 (同左)</p> <p>(8)第四 2関係 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>4 公職の候補者の選挙運動に関してされた寄附に係る寄附金控除のための書類の確認事務についても前記2((1) _____及び<u>(5)</u>を除く。)及び3に準じて取り扱われたいこと。</p> <p>5 (同左)</p>
別紙1(記載例) (挿入)	別紙1(記載例) (挿入)
別紙1の2(記載例) (挿入)	別紙1の2(記載例) (挿入)
別紙1の3(記載例) (挿入)	別紙1の3(記載例) (挿入)
別紙1の4(記載例) (挿入)	別紙1の4(記載例) (挿入)
別紙2(様式1) (2(<u>8</u>)関係) (挿入)	別紙2(様式1) (2(<u>7</u>)関係) (挿入)
別紙3(様式2) (3関係) (挿入)	別紙3(様式2) (3関係) (挿入)
別紙(管轄一覧) (2(3)及び5関係) (挿入)	別紙(管轄一覧) (2(3)及び5関係) (挿入)

(確認欄)
年月日 ○○都道府県 選挙管理 委員会

寄附金 (税額) 控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	甲 野 一 郎										
住所	東京都千代田区○○町 ○-○-○										
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	平成 年 月 日										

(寄附を受けた団体)

名称	丙丁会	
所在地	東京都千代田区○○町 ○-○-○	
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号	左記以外の特定の政治団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号
	1	②
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	乙野二郎 外 7名
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 _____ 平成 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 _____ 平成 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
7・6・30	300,000円	・	円	・	円
7・9・28	300,000円	・	円	・	円
7・12・26	600,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

寄附金 (税額) 控除のための書類

(確認欄)

年月日
〇〇都道府県
選挙管理
委員会

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	甲 野 一 郎										
住所	東京都千代田区〇〇町 〇-〇-〇										
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和 年 月 日										

(寄附を受けた団体)

名称	丙丁会	
所在地	東京都千代田区〇〇町 〇-〇-〇	
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	〔政党又は政治資金団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	〔左記以外の特定の政治団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
	1	②
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	乙野二郎 外 7名
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
7・6・30	300,000円	・	円	・	円
7・9・28	300,000円	・	円	・	円
7・12・26	600,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

（確認欄）

寄附金（税額）控除のための書類

年月日
 ○○都道府県
 選挙管理
 委員会

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏名	甲 野 一 郎										
住所	東京都千代田区○○町 ○-○-○										
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	平成 年 月 日										

（寄附を受けた団体）

名称	丙丁会	
所在地	東京都千代田区○○町 ○-○-○	
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号	左記以外の特定の政治団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号
	1	②
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	乙野二郎 外 7名
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は②の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 _____ 平成 年 月 日

（寄附を受けた個人）

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 _____ 平成 年 月 日
住所		

（寄附の内訳）

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
7・6・30	300,000円	・	円	・	円
7・9・28	300,000円	・	円	・	円
7・12・26	600,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

※9月28日分までは旧住所（旧氏名）である。

（確認欄）

寄附金（税額）控除のための書類

年月日
〇〇都道府県
選挙管理
委員会

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏名	甲 野 一 郎										
住所	東京都千代田区〇〇町 〇-〇-〇										
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和 年 月 日										

（寄附を受けた団体）

名称	丙丁会	
所在地	東京都千代田区〇〇町 〇-〇-〇	
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	〔政党又は政治資金団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	〔左記以外の特定の政治団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
	1	②
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	乙野二郎 外 7名
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日

（寄附を受けた個人）

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住所		

（寄附の内訳）

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
7・6・30	300,000円	・	円	・	円
7・9・28	300,000円	・	円	・	円
7・12・26	600,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

※9月28日分までは旧住所（旧氏名）である。



寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	甲 野 一 郎										
住所	東京都千代田区〇〇町 〇-〇-〇										
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	平成 年 月 日										

(寄附を受けた団体)

名称	丙丁会										
所在地	東京都千代田区〇〇町 〇-〇-〇										
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	〔 政党又は政治資金団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号 〕					〔 左記以外の特定の政治団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号 〕					
	1					②					
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名					乙野二郎 外 7名					
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名					選挙 _____ 平成 年 月 日					
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日										

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名					選挙 _____ 平成 年 月 日
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日					
住所						

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
7・6・30	300,000円	・	円	・	円
7・9・28	300,000円	・	円	・	円
7・12・26	600,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

※12月26日寄附分は、金銭以外のもの（債権放棄）による寄附である。

寄附金（税額）控除のための書類

（確認欄）

年月日
〇〇都道府県
選挙管理
委員会

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏名	甲 野 一 郎										
住所	東京都千代田区〇〇町 〇-〇-〇										
寄附金額					百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和 年 月 日										

（寄附を受けた団体）

名称	丙丁会	
所在地	東京都千代田区〇〇町 〇-〇-〇	
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号	左記以外の特定の政治団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号
	1	②
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	乙野二郎 外 7名
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日

（寄附を受けた個人）

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住所		

（寄附の内訳）

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
7・6・30	300,000円	・	円	・	円
7・9・28	300,000円	・	円	・	円
7・12・26	600,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

※12月26日寄附分は、金銭以外のもの（債権放棄）による寄附である。



寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	甲 野 一 郎										
住所	東京都千代田区○○町 ○-○-○										
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	平成 年 月 日										

(寄附を受けた団体)

名称	丙丁会										
所在地	東京都千代田区○○町 ○-○-○										
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕					左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕					
	①					②					
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名					乙野二郎 外 7名					
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名					選挙 _____ 平成 年 月 日					
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日										

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名					選挙 _____
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日					
住所	平成 年 月 日					

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
7・6・30	300,000円	・	円	・	円
7・9・28	300,000円	・	円	・	円
7・12・26	600,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

※7月20日までは政党である。

寄附金（税額）控除のための書類

（確認欄）

年月日
〇〇都道府県
選挙管理
委員会

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏名	甲 野 一 郎										
住所	東京都千代田区〇〇町 〇-〇-〇										
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和 年 月 日										

（寄附を受けた団体）

名称	丙丁会	
所在地	東京都千代田区〇〇町 〇-〇-〇	
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	〔政党又は政治資金団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	〔左記以外の特定の政治団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
	①	②
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	乙野二郎 外 7名
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日

（寄附を受けた個人）

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住所		

（寄附の内訳）

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
7・6・30	300,000円	・	円	・	円
7・9・28	300,000円	・	円	・	円
7・12・26	600,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

※7月20日までは政党である。

別紙2（様式1） （2（7）関係）

番 号
日 付

総務省政治資金課長 殿

〇〇県選挙管理委員会書記長

寄附金控除のための書類に使用する確認印について（報告）

平成5年2月16日付け自治資第24号で依頼のあった標記の件について、（ 年
月 日改印したので）別紙のとおり報告します。

（別紙）貴選挙管理委員会が政治団体に示している寄附金控除のための書類の様式を用い
て、その確認欄に確認印を明瞭に押印し、寄附をした者その他の欄を斜線で抹消し
たものを作成し、これを別紙として添付すること。

別紙2（様式1）（2（8）関係）

番 号
日 付

総務省政治資金課長 殿

〇〇県選挙管理委員会書記長

寄附金控除のための書類に使用する確認印について（報告）

平成5年2月16日付け自治資第24号で依頼のあった標記の件について、（ 年
月 日改印したので）別紙のとおり報告します。

（別紙）貴選挙管理委員会が政治団体に示している寄附金控除のための書類の様式を用い
て、その確認欄に確認印を明瞭に押印し、寄附をした者その他の欄を斜線で抹消し
たものを作成し、これを別紙として添付すること。

政治活動に関する寄附をした 場合の寄附金控除について

寄附金控除の対象となる寄附の主な要件は次のとおりですので御注意ください。

- （1）政治活動に関する寄附をしたこと。
- （2）政治資金規正法に違反する寄附でないこと。
- （3）寄附者に特別の利益が及ぶ寄附でないこと。

例えば、議員が自己の後援会に寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に寄附をし合う場合など、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものは、寄附金控除の対象とはなりません。

- （4）確定申告書に寄附金の明細書と総務大臣、各都道府県選挙管理委員会等の確認済の印を押した「寄附金控除のための書類」（以下「確認書」という。）が添付されていること。

（注）確定申告の期限までに「確認書」が間に合わない場合は、とりあえず「確認書」に代えて「寄附金の領収書（写）」を添付して申告し、後日「確認書」の送付を受けたときにすぐに税務署に提出してください。

なお、お分かりにならない点がありましたら、国税庁（個人課税課）又は最寄りの国税局（個人課税課）にお問い合わせください。

国 税 庁
総 務 省

政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除 及び政党等寄附金特別控除について

一定の要件に該当する政治献金をした場合は、寄附金控除（所得控除）の対象となります。また、その政治献金のうち、政党及び政治資金団体に対するものについては、政党等寄附金特別控除（税額控除）の対象にもなり、確定申告において寄附金控除と政党等寄附金特別控除とのどちらか有利な方を選ぶことができます。

これらの控除の対象となる寄附の主な要件は次のとおりですのでご注意ください。

- （1）政治資金規正法に規定する政治活動に関する寄附をしたこと。
- （2）政治資金規正法に違反する寄附でないこと。
- （3）寄附者に特別の利益が及ぶ寄附でないこと。

例えば、議員が自己の資金管理団体や後援会に対し寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に対し寄附をし合う場合など、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものは、控除の対象とはなりません。

- （4）公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの（特定政党支部）に対してする寄附でないこと（令和8年1月1日以後にされた寄附について適用。）。
- （5）寄附金控除（所得控除）を受ける場合には、総務大臣又は各都道府県選挙管理委員会等の確認済の印を押した「寄附金（税額）控除のための書類」（以下「確認書」といいます。）が、政党等寄附金特別控除（税額控除）を受ける場合には、「確認書」と「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」が確定申告書に添付されていること。

（注）確定申告の期限までに「確認書」が間に合わない場合は、「確認書」に代えて「寄附金の領収書（写）」を添付して申告し、後日「確認書」の送付を受けた後、速やかに税務署に提出してください。

- お分かりにならない点がありましたら、国税局（個人課税課）又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

国 税 庁
総 務 省

別紙（管轄一覧）（2（3）及び5関係）

都道府県	管轄国税局	担当部局課	連絡先電話番号等
北海道	札幌国税局	課税第一部個人課税課	011-231-5011
青森	仙台国税局	課税第一部個人課税課	022-263-1111
岩手			
宮城			
秋田			
山形			
福島	関東信越国税局	課税第一部個人課税課	048-600-3111
茨城			
栃木			
群馬			
埼玉			
新潟	東京国税局	課税第一部個人課税課	03-3216-6811
長野			
千葉			
東京	金沢国税局	課税部個人課税課	076-231-2131
神奈川			
山梨			
富山			
石川			
福井	名古屋国税局	課税第一部個人課税課	052-951-3511
岐阜			
静岡			
愛知			
三重			
滋賀	大阪国税局	課税第一部個人課税課	06-6941-5331
京都			
大阪			
兵庫			
奈良			
和歌山	広島国税局	課税第一部個人課税課	082-221-9211
鳥取			
島根			
岡山			
広島			
山口	高松国税局	課税部個人課税課	087-831-3111
徳島			
香川			
愛媛			
高知			
福岡	福岡国税局	課税第一部個人課税課	092-411-0031
佐賀			
長崎			
熊本	熊本国税局	課税部個人課税課	096-354-6171
大分			
宮崎			
鹿児島	沖縄国税事務所	個人課税課	098-867-3101
沖縄			

別紙（管轄一覧）（2（3）及び5関係）

都道府県	管轄国税局	担当部局課	連絡先電話番号等
北海道	札幌国税局	課税第一部個人課税課	011-231-5011
青森	仙台国税局	課税第一部個人課税課	022-263-1111
岩手			
宮城			
秋田			
山形			
福島	関東信越国税局	課税第一部個人課税課	048-600-3111
茨城			
栃木			
群馬			
埼玉			
新潟	東京国税局	課税第一部個人課税課	03-3542-2111
長野			
千葉			
東京			
神奈川			
山梨	金沢国税局	課税部個人課税課	076-231-2131
富山			
石川			
福井			
岐阜	名古屋国税局	課税第一部個人課税課	052-951-3511
静岡			
愛知			
三重			
滋賀	大阪国税局	課税第一部個人課税課	06-6941-5331
京都			
大阪			
兵庫			
奈良			
和歌山	広島国税局	課税第一部個人課税課	082-221-9211
鳥取			
島根			
岡山			
広島	高松国税局	課税部個人課税課	087-831-3111
山口			
徳島			
香川			
愛媛	福岡国税局	課税第一部個人課税課	092-411-0031
高知			
福岡			
佐賀	熊本国税局	課税部個人課税課	096-354-6171
長崎			
熊本			
大分			
宮崎	鹿兒島	個人課税課	098-867-3601
鹿兒島			
沖縄	沖縄国税事務所	個人課税課	098-867-3601

(参考)

自治管第11号

昭和51年2月19日

(平成7年7月26日一部改正)

(平成12年12月28日一部改正)

(平成16年1月23日一部改正)

(令和7年9月30日一部改正)

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

自治省行政局選挙部長

政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置について

政治活動に関する寄附の個人拠出を奨励するため、個人のする政治活動に関する寄附で一定の要件に該当するものについて、所得税の課税上一定の優遇措置を講ずることとされたが、今般所得税法施行規則の一部改正が行われ、別紙のとおり取扱われることとされたので、貴職においても、運用について遺憾のないようされるとともに、政治団体に対して適切な指導をされるようお願いする。

なお、この取扱いに関連して都道府県選挙管理委員会において必要となる経費については、来年度予算において措置されることとされているので、申し添える。

別紙

個人のする政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置の取扱いについて

1. 租税特別措置法第41条の18第1項各号に掲げる政治団体及び同項第4号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第86条、第86条の3又は第86条の4の規定により届出のあった者（以下「政治団体等」という。）に対し、政治活動に関する寄附をした者で寄附金控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受けようとするものは、税務署に対してその旨の確定申告を行うこと。

確定申告に際しては、4の確認済みの「寄附金（税額）控除のための書類」を提出することとされているが、政治団体の収支報告書の提出期限が、通常、3月末日（国会議員関係政治団体にあつては5月末日）であり、かつ、確認のための期間も要するので、この書類が間に合わない場合においては、一たん確定申告をし、その後に2から5までの手続を経てこの書類が提出されても受理されるものであること。

なお、租税特別措置法第41条の18第1項第4号ロに掲げる政治団体に対する寄附で、当該政治団体が推薦し又は支持する者が立候補した日の属する年の前年に係るものについて、遡及して寄附金控除の適用を受けようとする場合には、既に確定申告書を提出している者にとっては更正の請求の手続きにより、確定申告書を提出していない者にとっては期限後の確定申告書の提出の手続きによること。

2. 政治団体等は、収支報告書を提出する際に、「寄附金（税額）控除のための書類」を都道府県の選挙管理委員会（政治資金規正法第6条第1項第2号又は第3号の団体にあつては、都道府県の選挙管理委員会を経由して総務大臣。ただし、収支報告書をオンラインで提出する場合は直接、総務大臣）に提出すること。
3. 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、寄附者の氏名、住所、寄附の金額及び年月日について、収支報告書の記載内容と「寄附金（税額）控除のための書類」に記載された内容が一致しているかどうかを点検すること。
4. 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、点検済の「寄附金（税額）控除のための書類」に年月日の入った確認印を押して、政治団体等に一括して返還すること。
5. 政治団体等は、返還を受けた確認済みの「寄附金（税額）控除のための書類」を寄附者に交付し、寄附者は、この書類を1の税務署に提出すること。
6. 政治団体等は、次の書式に準じて、「寄附金（税額）控除のための書類」を作成すること。

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名											
住所											
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	令和 年 月 日										

(寄附を受けた団体)

名称											
所在地											
団体の区分 〔いずれか該当するものの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕					左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕					
	1					2					
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名										
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名										
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日 _____ 令和 年 月 日										

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名										
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日 _____ 令和 年 月 日										
住所											

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

(参考)

自治資第3号

昭和52年1月12日

(平成7年7月26日一部改正)

(平成12年12月28日一部改正)

(平成16年1月23日一部改正)

(令和7年9月30日一部改正)

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

自治省選挙部長

政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置の事務について

標記の件については、昭和51年2月19日付け自治管第11号によるほか、下記の点に留意のうえ、その取扱いについて遺憾のないようお願いする。

記

第1 提出された「寄附金（税額）控除のための書類」（以下「書類」という。）の確認について

1 都道府県選挙管理委員会所管の政治団体に対する寄附については、特に次の事項について確認を行うこと。

なお、確認にあたっては、租税特別措置法（以下「措置法」という。）第41条の18の規定が、物品、不動産又は有価証券による寄附についても適用されるものであることに留意すること。

- (1) 書類に記載すべき事項が記載されていること。
- (2) 書類の記載内容が収支報告書の記載内容と一致していること。
- (3) 昭和51年1月1日（政党等寄附金特別控除にあつては、平成7年1月1日）以後にされた寄附であること。
- (4) 寄附の時点において、当該政治団体が措置法第41条の18第1項各号に定める政治団体であること。
- (5) 政治資金規正法第8条又は第22条の規定に違反することとなる寄附でないこと。

なお、第22条の規定に違反することとなる寄附については、当該寄附行為に係る全額が優遇措置の対象外となるものであること。

- (6) 措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体については、寄附者が当該政治団体が推薦し又は支持する者であるために寄附者に特別の利益が及ぶと認められる寄附でないこと。

- (7) 令和8年1月1日以後にされた寄附にあつては、公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの（特定政党支部）に対してする寄附でないこと。
 - (8) (5)～(7)の寄附に該当する場合は、書類の確認を行わないこと。
 - (9) 措置法第41条の18第1項第4号ロに該当する政治団体については、当該政治団体が推薦し又は支持する者が立候補した日の属する年及びその前年中にされた寄附であること。
- 2 衆議院議員（比例代表選出議員を除く。）、参議院議員（特定枠名簿掲載者を除く。）、都道府県の議会の議員又は都道府県の知事の職に係る選挙運動に関してされた寄附についても、1に準じて確認を行うこと。

第2 台帳への記載及び書類の返還について

- 1 確認が終了した場合は、別記第1号様式に準じて作成した台帳に所要事項を記載すること。
- 2 確認が終了した書類については、確認印を押し、1部複写した後、当該政治団体又は公職の候補者に書類の原本を一括して返還すること。
- 3 政治団体の会計責任者又は公職の候補者の選挙運動に関する出納責任者に対する直接の引渡しによる返還の場合は、引渡しの時点で台帳に会計責任者又は出納責任者の署名又は記名押印をさせること。郵送による返還の場合は、可能な限り、配達状況を確認できる方法（特定記録など）で郵送することとし、配達完了の確認が取れば、会計責任者又は出納責任者の署名又は記名押印は不要であること。

第3 書類の写しの保存について

- 1 書類の写しは、政治団体又は公職の候補者ごとに通し番号を付して保存すること。
- 2 保存の期間は、寄附をした日の属する年の所得に係る確定申告の期限から5年間とすること。

第4 書類の再確認について

- 1 紛失等により書類の再確認をする場合は、政治団体又は公職の候補者が提出する書類に再確認が必要となった理由を記載した書面を添付させること。
- 2 提出された書類は、確認済の書類の写しと照合して確認を行い、再確認に係るものである旨を書類に記載したうえ、第2に準じて処理すること。

第5 総務大臣所管の政治団体に対する寄附について

- 1 書類に記載すべき事項が記載されていることを確認した後、別記第2号様式に準じて別途作成した台帳に記載し、書類を収支報告書に添付して総務大臣に送付すること。
- 2 書類は、総務大臣から政治団体に直接返還するものであること。

別記第1号様式

1 政治団体分

番号	政治団体名	寄附者の数	寄附金額	確認済の書類の枚数	返還年月日	受領印	備考

2 公職の候補者分

番号	政治団体名	寄附者の数	寄附金額	確認済の書類の枚数	返還年月日	受領印	備考

(注) 寄附者の数及び寄附金額の欄には、都道府県選挙管理委員会において確認を行った寄附に係るものについてのみ記載し、政治団体等から書類が提出されても確認を行わなかった寄附については、備考欄に寄附者の氏名及び寄附金額を記載すること。

別記第2号様式

番 号	政治団体名	総務大臣に送付した書類の枚数	送付年月日

(参考)

自治資第24号

平成5年2月16日

(平成7年7月26日一部改正)

(平成11年3月30日一部改正)

(平成12年12月28日一部改正)

(平成16年1月23日一部改正)

(平成18年5月29日一部改正)

(平成20年9月5日一部改正)

(令和7年9月30日一部改正)

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

自治省選挙部政治資金課長

政治活動に関する寄附に係る税制上の優遇措置の事務について（通知）

標記の件については、昭和51年2月19日付け自治管第11号、昭和52年1月12日付け自治資第3号及び昭和53年5月22日付け自治資第17号により通知しているところですが、更に下記の事項について留意のうえ、その取扱いについて遺憾のないようお願いいたします。

記

- 1 課税上の優遇措置の適格要件を証する書面のうち被推薦書及び国会議員関係政治団体に該当する旨の通知は、公職の候補者が署名し、又は記名押印して作成するものであるので、形式審査上明らかに疑義がある場合には、書類の提出者及び当該公職の候補者に対し照会するなどして適切に処理すること。
- 2 「寄附金（税額）控除のための書類」の確認事務については、昭和52年1月12日付

け自治資第3号（以下「部長通知」という。）にしたがって適切に処理すること。なお、その際、同通知の事項について次の点に留意されたいこと。

(1) 第一 1 (1) 及び (9) 関係

寄附を受けた政治団体が租税特別措置法第41条の18第1項第4号ロに該当する場合には、寄附金（税額）控除のための書類に当該団体が推薦又は支持する者の氏名、その者が立候補した選挙名及び立候補年月日を記載しなければならないものであること。

(2) 第一 1 (2) 関係

ア 寄附者の氏名及び住所並びに寄附年月日及び寄附年月日毎の寄附金額について、相違がないか十分確認すること。例えば、寄附が数回にわたってなされた旨収支報告書に記載されているときは、寄附金（税額）控除のための書類は寄附1件毎に別葉とするか、又は寄附年月日毎の内訳を別紙1（記載例）のように記載すべきものであること。

イ 別紙1（記載例）のように記載する場合で、収支報告書上寄附者の住所、氏名に異動が生じているものについては、別紙1の2（記載例）のように寄附金（税額）控除のための書類の余白にその旨を記載すべきものであること。

ウ 金銭以外のものによる寄附については、別紙1の3（記載例）のように、収支報告書の記載と同一の内容を寄附金（税額）控除のための書類の余白に記載すべきものであること。このうち、債権放棄によるものについては、控除の対象にはならないが、具体的には各税務署で判断されるものであること。

(3) 第一 1 (4) 関係

ア 寄附を受けた政治団体の区分については寄附日現在の区分に応じた記載内容と合っているか十分確認すること。例えば、寄附を受けた政治団体の区分が政党からその他の政治団体に異動した場合は、政党である間に受けた寄附とその他の政治団体である間に受けた寄附とで寄附金（税額）控除のための書類を別葉とするか、又は別紙1の4（記載例）のように「団体の区分」欄の1、2両方に○を付し、併せて余白に政党であった期間など異動の内容が明らかになる事項を記載すべきものであること。

イ 課税上の優遇措置の適格団体に該当することとなった場合には、当該異動の日以後になされた寄附について確認を行うものであること。なお、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体（以下「2号団体」という。）にあっては、この異動の日は、2号団体に該当した日と同日であること。

また、異動の届出は、異動の日（2号団体にあっては、国会議員に係る公職の候補

者から国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けた日) から7日以内に行うべきものであるが、これを大幅に徒過して課税上の優遇措置の適格団体に該当することになった旨の届出があった場合は、異動の日の属する年から同法第3章の2第1節に規定する国会議員関係政治団体に関する特例が適用される旨を説明し、その上で当該届出前になされた寄附について確認を行う場合には、当該団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに当該届出前になされた寄附の確認を行う旨を適宜管轄の国税局（別紙（管轄一覧）参照）に連絡すること。

ウ 2号団体が受けた寄附の確認は、平成20年12月31日までに受けたものについては被推薦書、平成21年1月1日以降に受けたものについては国会議員関係政治団体に該当する旨の通知をもって行うこと。

ただし、平成20年10月1日から12月31日の間に設立届を提出した2号団体が、平成20年12月31日までに受けた寄附の確認については、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知をもって行うこと。

(4) 第一 1 (5) 関係

収支報告書の記載内容が量的制限に違反している寄附については、確認できないものであること。この場合、部長通知にいう「違反することとなる寄附については、当該寄附行為に係る全額が優遇措置の対象外」とは、例えば、個別制限に違反する寄附に係る次の例示のように150万円を超えることとなる寄附及びそれ以降になされた寄附について、その全額を確認しないものであること。

例示 個別制限に違反する寄附

① A政治団体に対する寄附

寄附年月日	寄附金額（累計）	書類の確認
○年6月1日	200万円（200万円）	不可

② B政治団体に対する寄附

寄附年月日	寄附金額（累計）	書類の確認
○年3月1日	70万円（70万円）	可
○年6月1日	50万円（120万円）	可
○年9月1日	60万円（180万円）	不可
○年12月1日	10万円（190万円）	不可

(5) 第一 1 (6) 関係

「寄附者に特別な利益が及ぶと認められる」ものとは、例えば、公職の候補者（現職を含む。以下同じ。）自身が自己の後援団体に対してする寄附などが考えられるが、具体的には、各税務署で判断されるものであること。

(6) 第一 1 (7) 関係

選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられているものではなく、行政区画を単位として設けられている支部の場合は、「特定政党支部」には該当しないものであること。

(7) 第二 1 関係

台帳については、収支報告書の報告年別に作成し、寄附をした年の所得に係る確定申告の期限から5年間保存すること。また、確認を行わなかった寄附については、備考欄に部長通達別記第1号様式（注）書に定める事項のほか、その理由を簡潔に記載すること。

(8) 第二 2 関係

確認印については、朱印又は青印とすること。また、その印影は容易に複製等ができないものとする。

現在使用している確認印については、その印影を別紙2（様式1）により平成5年6月30日までに当省あて報告すること。なお、これを変更したときは、その都度同様に報告すること。

(9) 第四 2 関係

「再確認に係るものである旨」の記載については朱書すること。

3 確認済みの寄附金控除のための書類を政治団体に対して交付する際に、別紙3（様式2）に掲げる文書を併せて交付すること。この文書は、各国税局において印刷し、選挙管理委員会あて直接送付される予定であること。

また、この文書に掲げる事項と同旨の留意事項を各選挙管理委員会において作成する記載例集・パンフレット等に、これらを今後改訂する際、盛り込むよう配慮されたいこと。

4 公職の候補者の選挙運動に関してされた寄附に係る寄附金控除のための書類の確認事務についても前記2（（1）、（3）、（5）及び（6）を除く。）及び3に準じて取り扱われたいこと。

5 寄附金控除のための書類の確認に関する事務手続について、政治団体、寄附者等から照会があった場合には、適切に対応するとともに、必要に応じて各国税局（別紙（管轄一覧）参照）と連絡をとるなど、遺憾のないようにされたいこと。

なお、国税局との連絡・協議にあたって疑義が生じたときは、すみやかに当省あて照会されたいこと。

(確認欄)

年月日
 ○○都道府県
 選挙管理
 委員会

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	甲 野 一 郎										
住所	東京都千代田区○○町 ○-○-○										
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和 年 月 日										

(寄附を受けた団体)

名称	丙丁会	
所在地	東京都千代田区○○町 ○-○-○	
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
	1	②
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	乙野二郎 外 7名
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
7・6・30	300,000円	・	円	・	円
7・9・28	300,000円	・	円	・	円
7・12・26	600,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円



寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	甲 野 一 郎										
住所	東京都千代田区○○町 ○-○-○										
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和 年 月 日										

(寄附を受けた団体)

名称	丙丁会										
所在地	東京都千代田区○○町 ○-○-○										
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	〔 政党又は政治資金団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号 〕					〔 左記以外の特定の政治団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号 〕					
	1					②					
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名					乙野二郎 外 7名					
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名					選挙 _____ 令和 年 月 日					
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日										

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名					選挙 _____ 令和 年 月 日
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日					
住所						

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
7・6・30	300,000円	・ ・	円	・ ・	円
7・9・28	300,000円	・ ・	円	・ ・	円
7・12・26	600,000円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

※9月28日分までは旧住所（旧氏名）である。

寄附金（税額）控除のための書類

（確認欄）

年月日
〇〇都道府県
選挙管理
委員会

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏名	甲 野 一 郎										
住所	東京都千代田区〇〇町 〇-〇-〇										
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和 年 月 日										

（寄附を受けた団体）

名称	丙丁会	
所在地	東京都千代田区〇〇町 〇-〇-〇	
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
	1	②
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	乙野二郎 外 7名
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日

（寄附を受けた個人）

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住所		

（寄附の内訳）

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
7・6・30	300,000円	・	円	・	円
7・9・28	300,000円	・	円	・	円
7・12・26	600,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

※12月26日寄附分は、金銭以外のもの（債権放棄）による寄附である。

（確認欄）

寄附金（税額）控除のための書類

年月日
 ○○都道府県
 選挙管理
 委員会

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏名	甲 野 一 郎										
住所	東京都千代田区○○町 ○-○-○										
寄附金の額					百万	十万	万	千	百	十	円
				¥	1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和 年 月 日										

（寄附を受けた団体）

名称	丙丁会	
所在地	東京都千代田区○○町 ○-○-○	
団体の区分 〔いずれか該当するもの番号を○で表示〕	〔政党又は政治資金団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	〔左記以外の特定の政治団体 租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
	①	②
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	乙野二郎 外 7名
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日

（寄附を受けた個人）

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住所		

（寄附の内訳）

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
7・6・30	300,000円	・	円	・	円
7・9・28	300,000円	・	円	・	円
7・12・26	600,000円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

※7月20日までは政党である。

別紙2（様式1） （2（8）関係）

番 号
日 付

総務省政治資金課長 殿

〇〇県選挙管理委員会書記長

寄附金控除のための書類に使用する確認印について（報告）

平成5年2月16日付け自治資第24号で依頼のあった標記の件について、（ 年
月 日改印したので）別紙のとおり報告します。

（別紙）貴選挙管理委員会が政治団体に示している寄附金控除のための書類の様式を用い
て、その確認欄に確認印を明瞭に押印し、寄附をした者その他の欄を斜線で抹消し
たものを作成し、これを別紙として添付すること。

政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除 及び政党等寄附金特別控除について

一定の要件に該当する政治献金をした場合は、寄附金控除（所得控除）の対象となります。
また、その政治献金のうち、政党及び政治資金団体に対するものについては、政党等寄附金特別控除（税額控除）の対象にもなり、確定申告において寄附金控除と政党等寄附金特別控除とのどちらか有利な方を選ぶことができます。

これらの控除の対象となる寄附の主な要件は次のとおりですのでご注意ください。

- （1）政治資金規正法に規定する政治活動に関する寄附をしたこと。
- （2）政治資金規正法に違反する寄附でないこと。
- （3）寄附者に特別の利益が及ぶ寄附でないこと。

例えば、議員が自己の資金管理団体や後援会に対し寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に対し寄附をし合う場合など、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものは、控除の対象とはなりません。

- （4）公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるもの（特定政党支部）に対してする寄附でないこと（令和8年1月1日以後にされた寄附について適用）。
- （5）寄附金控除（所得控除）を受ける場合には、総務大臣又は各都道府県選挙管理委員会等の確認済の印を押した「寄附金（税額）控除のための書類」（以下「確認書」といいます。）が、政党等寄附金特別控除（税額控除）を受ける場合には、「確認書」と「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」が確定申告書に添付されていること。

（注）確定申告の期限までに「確認書」が間に合わない場合は、「確認書」に代えて「寄附金の領収書（写）」を添付して申告し、後日「確認書」の送付を受けた後、速やかに税務署に提出してください。

- お分かりにならない点がありましたら、国税局（個人課税課）又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

国 税 庁
総 務 省

別紙（管轄一覧）（2（3）及び5関係）

都道府県	管轄国税局	担当部局課	連絡先電話番号等
北海道	札幌国税局	課税第一部個人課税課	011-231-5011
青森	仙台国税局	課税第一部個人課税課	022-263-1111
岩手			
宮城			
秋田			
山形			
福島	関東信越国税局	課税第一部個人課税課	048-600-3111
茨城			
栃木			
群馬			
埼玉			
新潟	東京国税局	課税第一部個人課税課	03-3542-2111
長野			
千葉			
東京			
神奈川			
山梨	金沢国税局	課税部個人課税課	076-231-2131
富山			
石川			
福井	名古屋国税局	課税第一部個人課税課	052-951-3511
岐阜			
静岡			
愛知			
三重			
滋賀	大阪国税局	課税第一部個人課税課	06-6941-5331
京都			
大阪			
兵庫			
奈良			
和歌山	広島国税局	課税第一部個人課税課	082-221-9211
鳥取			
島根			
岡山			
広島	高松国税局	課税部個人課税課	087-831-3111
山口			
徳島			
香川			
愛媛	福岡国税局	課税第一部個人課税課	092-411-0031
高知			
福岡			
佐賀	熊本国税局	課税部個人課税課	096-354-6171
長崎			
熊本			
大分			
宮崎	鹿兒島	個人課税課	098-867-3601
鹿兒島			
沖縄	沖縄国税事務所	個人課税課	098-867-3601